

2020年度(2021年3月31日現在)貸借対照表

(単位: 百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 及 び 預 貯 金	807,492	保 险 契 約 準 備 金	6,482,031
預 貯 金	807,492	支 払 備 金	24,209
買 入 金 錢 債 権	100,993	責 任 準 備 金	6,457,822
金 錢 の 信 託	1,710,444	代 理 店 借	4,808
有 価 証 券	4,039,282	再 保 险 借	4,238
国 債	14,496	そ の 他 負 債	93,090
地 方 債	1,713	未 払 法 人 税 等	30,405
社 債	63,776	未 払 金	5,182
外 国 証 券	1,901,831	未 払 費 用	4,940
そ の 他 の 証 券	2,057,463	預 り 金	49,651
貸 付 金	264,182	金 融 派 生 商 品	920
保 险 約 款 貸 付	280	リ 一 ス 債 務	725
一 般 貸 付	263,901	資 产 除 去 債 務	179
有 形 固 定 資 產	901	仮 受 金	1,084
建 物	322	価 格 変 動 準 備 金	180,000
リ 一 ス 資 產	513	負 債 の 部 合 計	6,764,169
その他の有形固定資産	65	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 產	13,510	資 本 金	41,060
ソ フ ト ウ エ ア	13,371	資 本 剰 余 金	24,735
リ 一 ス 資 產	139	資 本 準 備 金	24,735
再 保 险 貸	5,497	利 益 剰 余 金	154,113
そ の 他 資 產	23,735	利 益 準 備 金	7,104
未 収 金	3,893	そ の 他 利 益 剰 余 金	147,009
前 払 費 用	1,436	繰 越 利 益 剰 余 金	147,009
未 収 収 益	13,358	株 主 資 本 合 計	219,908
預 託 金	4,818	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	36,961
仮 払 金	229	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	3,713
繰 延 税 金 資 產	58,712	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	40,675
		純 資 產 の 部 合 計	260,584
資 產 の 部 合 計	7,024,753	負 債 及 び 純 資 產 の 部 合 計	7,024,753

(貸借対照表の注記)

2020年度末

1. 有価証券（買入金銭債権及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）はすべて時価のあるものであり、その評価は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）

(2) 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）

(3) その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。ただし、外貨建債券については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については、為替差損益として処理する方法を採用しております。

2. 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券を保有しております。

責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。

保険商品の特性に応じて通貨別に小区分を設定し、リスク管理を適切に行うために各小区分を踏まえた全体的な資産運用方針と資金分配計画を策定しております。

また、責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションが一定幅の中で一致していることを定期的に検証しております。

なお、小区分は次のとおり設定しております。

個人保険・個人年金保険

ただし、一部保険種類・保険契約を除く。

3. デリバティブ取引（金銭の信託において信託財産として運用しているデリバティブ取引を含む）の評価は時価法によっております。

4. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

(1) 建物及びその他の有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。

5. 外貨建資産・負債は3月末日の為替相場により円換算しております。

6. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上することとしております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上することとしております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上することとしております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行うこととしております。ただし、上記の手続きにて査定した結果、当社の債権について全額回収可能と判断しましたので、貸倒引当金を計上しておりません。

7. 従業員及び執行役員の賞与に充てるため、当年度末における支給見込額を未払費用に計上しております。

8. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

9. 「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号）に従い、変動金利の利付債券等に対する金利変動リスクのヘッジ（包括ヘッジ）として、金銭の信託において信託財産として運用している金利スワップ取引の一部については、繰延ヘッジ処理及びヘッジ有効性の評価を行っております。ヘッジの有効性の評価はヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、ALM（資産負債総合管理）における金利変動リスクを適切にコントロールする目的で金銭の信託において信託財産として運用している金利スワップ取引の一部については、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」

（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号）に基づく繰延ヘッジ処理及びヘッジ有効性の評価を行っております。ヘッジ有効性の評価はヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。

10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

11. 責任準備金の積立方法

期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従つて計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次的方式により計算しております。

(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式。ただし、特別勘定にかかる保険料積立金については、保険業法施行規則第69条第4項第3号に定める方式。

なお、責任準備金については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

12. 保険料の計上基準

初回保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

また、2回目以降保険料は、収納があったものについて、当該金額により計上しております。

13. 保険金・支払備金の計上基準

保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

14. 無形固定資産の減価償却の方法

(1) ソフトウェア

利用可能期間に基づく定額法によっております。

(2) リース資産

リース期間に基づく定額法によっております。

15. 金融商品に関する事項は次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社では、保険業法第118条第1項に規定する特別勘定と、それ以外の一般勘定に区分して資産の運用を行っております。

特別勘定の資産の主な投資対象は、貸借対照表上の有価証券に表示されており、契約者の特定の目的を果たすために当社が管理及び運用している投資信託であります。

一般勘定の資産の主な投資対象は、貸借対照表上の金銭の信託及び有価証券に表示されており、安全性と中長期的な安定収益の確保を基本方針とし、債券を中心とした運用を行っております。

上記で保有する運用資産には、主に市場リスク及び信用リスクがあります。これらの資産運用リスクの管理にあたっては、当社の資本、収益状況等を考慮し、リスク特性に応じたリスク限度を設定し、適切にこれを管理しております。

特別勘定の資産から生じる損益は責任準備金繰入額もしくは戻入益により相殺されるため、当社の損益には影響がありません。したがって、資産運用リスクは基本的に保険契約者に帰属することとなります。なお、特別勘定のもとで投資した有価証券は売買目的有価証券として時価で評価されております。

一般勘定における定額個人年金保険及び定額個人終身保険に係る運用については、ALM(資産負債総合管理)の観点から、市場リスク・信用リスク等に十分留意した上で内外債券への投資を行っております。

なお、資産運用リスクを含めた全社的なリスクの状況については、定期的に取締役会に報告しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

主な金融資産及び金融負債にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預貯金	807,492	807,492	—
買入金銭債権	100,993	100,993	—
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	726,739	726,739	—
その他の金銭の信託	983,704	983,704	—
有価証券			
売買目的有価証券	2,052,458	2,052,458	—
責任準備金対応債券	858,344	934,784	76,440
その他有価証券	1,128,480	1,128,480	—
貸付金			
保険約款貸付	280	280	—
一般貸付	263,901	286,512	22,611
金融派生商品（※1）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(920)	(920)	—
ヘッジ会計が適用されているもの（※2）	5,158	5,158	—

(※1) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(※2) ヘッジ会計が適用されているものには、金銭の信託内において実施しているものを含んでおります。

(注) 金融商品の時価の算定方法は、次のとおりであります。

① 預貯金及び買入金銭債権

預貯金及び買入金銭債権はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 金銭の信託

金銭の信託内で実施しているデリバティブ取引は、取引先金融機関から入手した価格によっております。

③ 有価証券（金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）

3月末日の市場価格等によっております。また、投資信託は基準価額等によっております。

④ 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

一般貸付は、貸付金の種類及び期間、信用リスクを考慮した上で、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。

⑤ 金融派生商品

取引先金融機関から入手した価格によっております。

16. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表計上額は、197,901百万円であります。

17. 有形固定資産の減価償却累計額は1,487百万円であります。

18. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は2,060,062百万円であります。なお、負債の額も同額であります。

19. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、次のとおりであります。
(繰延税金資産)

価格変動準備金	50,400 百万円
保険契約準備金	22,769 百万円
その他	2,052 百万円
繰延税金資産小計	75,221 百万円
評価性引当額	△0 百万円
繰延税金資産合計	75,221 百万円
(繰延税金負債)	
繰延税金負債合計	16,508 百万円
繰延税金資産の純額	58,712 百万円

当年度における法定実効税率は28.00%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は27.65%であります。法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、永久に益金又は損金に算入されないものに係る差異であります。

(追加情報)

当社は、翌事業年度からMS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用することとなったため、当事業年度から「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（企業会計基準委員会 実務対応報告第5号）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（企業会計基準委員会 実務対応報告第7号）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

20. 担保に供されている資産の額は、預託金4,641百万円であります。

21. 売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約により借り入れている有価証券40,780百万円、再保険取引で借り入れている有価証券1,153百万円であります。全て自己保有しております。

22. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は845百万円であります。同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は276,694百万円であります。

23. 1株当たりの純資産額は19,802,752円57銭であります。

24. 平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当期末残高は4,247百万円であります。

25. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は11,844百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

26. 退職給付に関する事項は次のとおりです。

(1)採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

(2)確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、160百万円であります。

27. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2020年度

2020年4月1日から

2021年3月31日まで

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金額
経 常 収 益	2,039,152
保 險 料 等 収 入	892,179
保 險 料	785,407
再 保 險 収 入	106,771
資 产 運 用 収 益	1,142,890
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	81,570
預 貯 金 利 息	9
有 価 証 券 利 息・配 当 金	72,121
貸 付 金 利 息	9,018
そ の 他 利 息 配 当 金	420
金 銭 の 信 託 運 用 益	210,974
有 価 証 券 売 却 益	152,133
有 価 証 券 償 戻 益	1,812
為 替 差 益	384,614
そ の 他 運 用 収 益	19
特 别 勘 定 资 产 運 用 益	311,765
そ の 他 経 常 収 益	4,082
年 金 特 約 取 扱 受 入 金	3,749
そ の 他 の 経 常 収 益	333
経 常 費 用	1,879,055
保 險 金 等 支 払 金	1,805,686
保 險 金	110,180
年 金	84,870
給 付	214,550
解 約 返 戻 金	1,209,445
そ の 他 返 戻 金	3,844
再 保 險 料	182,794
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	18,614
支 払 備 金 繰 入 額	4,814
責 任 準 備 金 繰 入 額	13,800
資 产 運 用 費 用	784
支 払 利 息	11
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損	1
有 価 証 券 売 却 損	738
有 価 証 券 償 戻 損	0
そ の 他 運 用 費 用	32
事 業 費	44,258
そ の 他 経 常 費 用	9,711
税 金	6,016
減 価 償 却 費	3,690
そ の 他 の 経 常 費 用	4
経 常 利 益	160,097
特 別 損 失	100,500
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	100,500
税 引 前 当 期 純 利 益	59,597
法 人 税 及 び 住 民 税	43,543
法 人 税 等 調 整 額	△27,064
法 人 税 等 合 計	16,479
当 期 純 利 益	43,117

(損益計算書の注記)

2020年度

1. 関係会社との取引による費用の総額は0百万円であります。
2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券189百万円、外国証券151,944百万円であります。
3. 有価証券売却損の主な内訳は、外国証券738百万円、その他の証券0百万円であります。
4. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は259百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は9,899百万円であります。
5. 売買目的有価証券運用損の主な内訳は、評価損1百万円であります。
6. 金銭の信託運用益には、評価益が97,342百万円含まれております。
7. 1株当たりの当期純利益は3,276,676円21銭であります。なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。
8. 再保険収入には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額233百万円を含んでおります。再保険料には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額4,210百万円を含んでおります。
9. 関連当事者との取引に関する事項は、重要性を勘案し、記載を省略しております。
10. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。